

知っていますか？ 受動喫煙防止のための対策

田村市では、令和元年7月1日に

「田村市受動喫煙の防止に関する条例」を制定しています。

①市の施設の敷地内や歩道での全面禁煙



市庁舎や学校、病院、児童・福祉施設、公民館、運動場、公園などの市の施設では喫煙はしてはいけません。

②施設や店舗では標識を確認しましょう



施設や店舗、喫煙場所の入口には標識が掲示されています。ルールを守って喫煙しましょう。

なくそう！



受動喫煙

③喫煙する際は周囲への配慮を忘れない



他人に受動喫煙をさせることがないように努めなくてはなりません。未成年者や妊婦、患者等には特に配慮しましょう。

④歩きたばこやたばこのポイ捨てをしない



歩きたばこは周囲に煙をまき散らし、受動喫煙をさせることがあるためやめましょう。また吸い殻は吸い殻入れに入れ、持ち帰るようにしましょう。